

6 労働委員会

労働委員会とは、労使間に紛争が生じ、当事者で自主的に解決することができない場合に、集団的労使紛争を中立・公正な立場で迅速・円満に解決するために、各都道府県に設けられている公的な専門機関です。労使紛争の調整(あっせん、調停、仲裁)、不当労働行為の審査、労働組合の資格審査などを行っています(P122参照)。

※労働組合ハンドブック

福岡県では、「労働組合ハンドブック」を作成しています。

お近くの労働者支援事務所に請求するか、福岡県のホームページ(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)で「労働組合ハンドブック」を検索し、「労働組合ハンドブックをご利用ください」を選択いただくことで、PDF 版のダウンロードが可能です。